ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 3/2568

เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการใช้พลังงานทดแทน

ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 15/2565

非公式訳

投資委員会布告

第 3/2568 号

件名：投資委員会布告第 15/2565 号に基づく再生可能エネルギー使用に係る効率改善措置の改定増補

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号「産業高度化措置（SMART AND SUSTAINABLE INDUSTRY)」に関連し、

再生可能エネルギー使用に係る投資奨励をより適切なものとするため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改正法第 16 条の権限に基づき、以下のとおり発布する。

第 1 項　仏暦 2565 年 12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号に基づく再生可能エネルギー使用に係る効率改善措置における、太陽光発電システムの設置の場合については、投資奨励を停止する。

第 2 項　仏暦 2565 年 12 月 8 日付投資委員会告示第 15/2565 号第 1 項 1.4 2)における、再生可能エネルギー使用に係る効率改善措置の条件を改正し、これに代えて以下の規定を適用する。

「2）機械の改修投資を行い、事業における総エネルギー使用量に対して、事務局が定める基準に従った割合で再生可能エネルギー（太陽光発電システムの設置を除く）を導入すること」

第 3 項　電力貯蔵システム（BATTERY ENERGY STORAGE SYSTEM：BESS）および BESS 用インバーター（INVERTER）に投資する場合における、法人所得税免除に係る最大対象となる投資額の範囲は、発電容量 1 メガワット（MW）当たり 1200 万バーツを上限とする。

第 4 項　本布告は、仏暦 2568 年（2025 年）7 月 1 日以降に提出される投資奨励申請に適用する。なお、再生可能エネルギー使用に係る効率改善措置に基づく太陽光発電システムの設置の場合について、布告日から仏暦 2568 年 6 月 30 日（2025 年 6 月 30 日）までの間に投資奨励申請を行ったプロジェクトについては、投資奨励決議への回答・受諾の期限および投資奨励証書発給に係る証憑提出期限の延長を認めない。

発布日　仏暦 2568 年（2025 年）6 月 5 日

ピチャイ・チュンハワチラ

（ピチャイ・チュンハワチラ）

副首相

投資委員会委員長